

3. 東京都管理河川の特別区移管と管理変遷

Management change of rivers under the jurisdiction of Tokyo Metropolitan Government and transition to Special District Wards

技術支援課 中嶋 一彦、枝澤 知樹、小作 好明、
高崎 忠勝（現 河川部管理課）、○石原 成幸（現（公財）東京都公園協会）

1. はじめに

首都東京では主に高度経済成長期を通じて、多くの中小河川が消失してきたことは周知の事実である。

一方、これまで一般的に語られてきた中小河川の主な消失原因は、市街化の発展やそれに伴う区画整理、下水道・暗渠化により、表面用途として道路・公園化が進行したと云うものである。

また、東京の中小河川管理に関する既往研究の多くは、下水道関連を含めた治水対策や河川環境の視点から論じられたものであり^{1)~4)}、行政管理面としての地方自治法や都区制度のみならず、治水面を含む東京における河川管理の側面から考察したものは稀有である^{5),6)}。

このため、本論では昭和36(1961)年に実施された普通河川の特別区移管を中心に、当該移管を保留された河川、また一度は特別区へ移管された河川が再び東京都管理の法定河川となった後に改廃された事実経緯等を通じ、言及されることの少なかった昭和30(1955)~50(1975)年代の東京都区部における東京都の河川管理体制やその背景等について、筆者らの既往調査の成果と併せて改めて考察を試みたものである。

2. 東京都における特異な河川管理体制

(1) 公有水面・法定河川の管理体制

図-1には東京都管内のうち、特別区の配置を示す。

また、昭和30(1955)年代の東京都管内における公的水域の管理体制の概要を表-1に示す。当時の公有水面とは公有土地水面使用規則（大正7(1918)年東京府令第75号）⁷⁾第1条に規定する「公用に供する官有の土地水面」のことである。また、現行では国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）⁸⁾第5条第1項第5号に定める「河川等の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）のうち、他の法律に定めのあるもの又は他の地方自治法（昭和22(1947)年法律第67号）⁹⁾第1条の3に規定する地方公共団体の条例により管理されているものを除くもの」となる。

昭和30(1955)年当時の法定河川は、明治29(1896)年4月に制定された河川法（法律第71号）¹⁰⁾（以下、「旧河川法」という）に基づく、法適用の法定河川及び法準用の準用河川がある。

また、新たな河川法が施行された昭和40(1965)年以降は、河川法（昭和39(1964)年法律第167号・平成9(1997)年改正を含む、以下「新河川法」という）¹¹⁾第4・5条に規定する一級・二級河川のことである。

現行で東京都が管理する法定河川は、国から法定受託事務（旧機関委任事務）として河川法第9条に基づく一級河川の指定区間と都知事が指定した同法第10条に定める二級河川である。

表-2（末尾）には、これら東京都が管理する法定

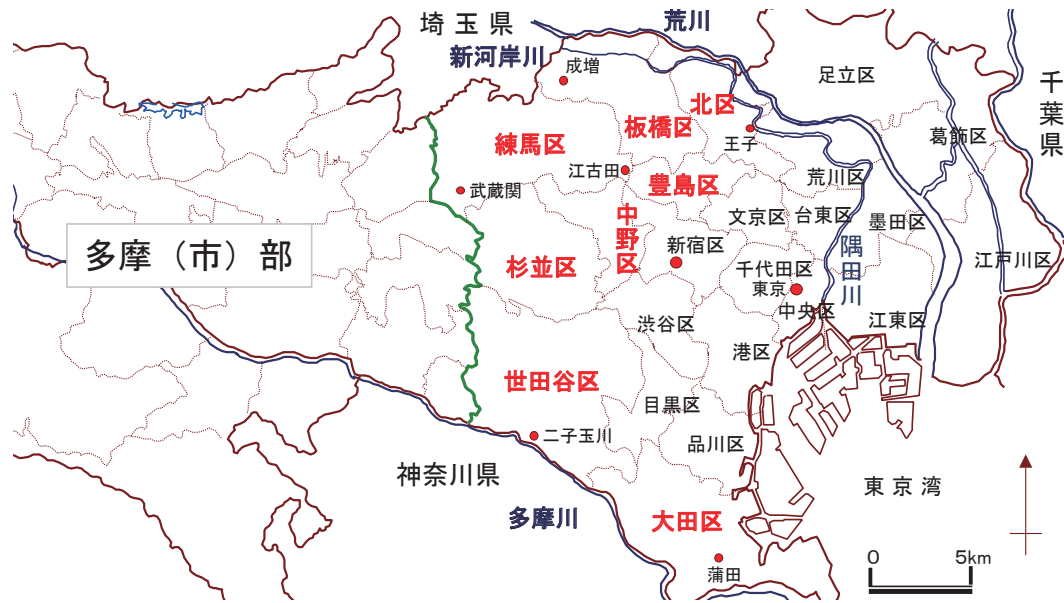


図-1 東京都特別区の配置図

※大文字：図-2に関連する所在区

表-1 旧河川法による河川管理体制（特別区を有する東京都の事例）

- 1 公有水面：河川、水路、海、湖、沼等
- 2 旧河川法（適用河川・準用河川）

種別	適用条項		河川管理の原則	備考（下級庁の分担等）
適用河川	§1・法適用	主務大臣	§6-1・24-1 地方行政庁（管内） 例外 §6-1但書・8-1 主務大臣（直轄施行）	地自法§281-2-3 □ 東京都区長委任条項（特別区部）§28-(2) ■ 河川法§9-2 東京都地方事務所長委任規則（多摩部）
	§4・支派川等	地方行政庁		
準用河川	§5・法準用	府県知事	知事管理	河川法§9-2 東京都建設事務所処務規程 河川法準用令
大臣の認可を経て知事が認定する				

- 3 法定外公共物

区域	管理者	対象	根拠等	備考
区部	知事管理	千川上水	国有財産法	市部を含む
	知事管理	外濠	国有財産法	（文化財保護法・S31年史跡指定）
	区長委任	普通河川◇	区長委任条項 §39・43※	地方自治法 §14◎、（濠池、公共物揚場、排水場の維持管理等を含む）
	区管理	公共溝渠	各区公共溝渠管理条例	地方自治法 §281-2-8◎

注) □ 昭和27年8月15日法律第306号 一部を改正する法律、■ 昭和28年5月7日都規則第105号（全文改正）
◇ 管理は法律上の明確な規定がなく、都では原則として市町村管理とされていたが、管理条例を有しない場合は国有財産法に基づき知事管理
※ 昭和25年10月28日都規則第171号（全文改正）、昭和40年3月31日都規則第51号（全文改正）§38・39 等 時代で条項の変更あり
◎ 昭和27年8月15日法律第306号 一部を改正する法律、昭和39年7月11日法律第169号 一部を改正する法律 §281-2-9 等の変更あり

河川の管理状況の変遷が判るよう、旧河川法・新河川法の制定直後、現行の管理延長を比較一覧として示した。

同表からは旧河川法当時、法適用河川が約205km、法準用河川が約670kmであるのに対し、新河川法施行時点における一級河川は約780km、二級河川が約100kmとなっており、相対的な位置づけにおいて逆転していることが読み取れる。

また、地方自治法上の特例として定められた都区制度が存する東京都（普通地方公共団体：広域の地方公共団体）の河川管理には、他の道府県にない特異性が存在する。つまり、東京都管理の法定河川のうち特別区（特別地方公共団体：基礎的な地方公共

団体、市と同等の原則）の範囲内に存する法定河川については、平成11（1999）年以前は、地方自治法並びに東京都区長委任条項（昭和28（1953）年都規則第105号）¹²⁾（以下、「区長委任条項」という）第28号、同条項の改正¹³⁾（昭和50（1975）年都規則第135号）第12号他に基づき、特別区の区長に委任されていた。

現行では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定による特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11（1999）年条例106号）¹⁴⁾（以下、「特例条例」という）第2条表78号の規定に基づき、日常管理等の河川法令上の一部事務を特別区に委任している。

なお、東京都における河川改修の経緯並びに都区

制度の詳細については、平成21(2009)年度センター年報・報告編の「東京の中小河川の都市計画に関する歴史的経緯」¹⁵⁾、平成22(2010)年度センター年報・資料編の「東京の河川に係わる管理体制と改修計画の経緯」¹⁶⁾、また令和4(2022)年度センター年報・報告編の「東京都区制度下の河川管理体制並びに普通河川の特別区移管の経緯」¹⁷⁾を参照願うこととし、本論では細述しない。

(2) 法定外公共物の管理体制

ここでの法定外公共物には、公有水面のうち通称名としての普通河川や水路などを含む公共溝渠が該当する。これら用語は、昭和30(1955)年代前半まで厳密に区別されていたが、時代を追うとともにその用語の使い分けが曖昧になってきた経緯がある¹⁷⁾。

昭和30(1955)年代当時の法定外公共物の管理体系は、表-1に示したとおりである。地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11(1999)年法律第87号)¹⁸⁾(以下、「地方分権一括法」という)の施行以前、特別区内に存した水路(普通河川)等は、地方自治法(昭和31(1956)年改正法律第147号)¹⁹⁾第2条第3項の規定に該当するものは東京都が管理し、区長委任条項第12条第5項に基づき特別区の区長に委任、それ以外は地方自治法(昭和27年(1952)年改正法律第306号)²⁰⁾第281条第2項に基づき、各区が制定した公共溝渠管理条例によって特別区が管理してきた経緯がある。

なお、東京都特別区内における「公共溝渠」の当初の定義は都内の公共の下水路のうち、下水道法に定める公共下水道や都市下水路以外の昭和28(1953)年の地方自治法改正以前に「在来下水」と称されてきたものが該当する^{17,21)}。

これに対して、地方分権一括法の施行(平成12(2000)年4月)以降は、当該施設が区市町村に譲与されたため、地方自治法(平成11(1999)年改正法律第105号)²²⁾第281条に定める自治事務として区市町村が機能管理・財産管理ともに行っている。

3. 東京都管理河川の特別区への移管経緯

現在、東京都が管理する公有水面は、前記の令和4

(2022)年度センター年報・報告編¹⁷⁾に示したとおり、基本的に法定河川に限定される。この背景には、法定河川以外のほぼ全ての公共溝渠(水路・普通河川を含む)を昭和28(1953)並びに同36(1961)年に特別区へ順次移管してきた経緯がある。

(1) 昭和28年の特別区への公共溝渠移管

昭和28(1953)年の普通河川移管の事由は、同27(1952)年の地方自治法改正に伴うものである。その詳細については、上記年報¹⁷⁾の第3章を参照願いたい。

当時の東京都における「公共溝渠の認定標準」²³⁾としては、『公共溝渠のうち、普通河川と認められるものを除き、その管理に関する事務を所在区に移管する。公共溝渠とは、幅1.5m未満の在来下水路(組合水路及び水道局関係水路を除く)を云う。ただし、次(但書)のものは除外する。』と定義され、原則として幅員1.5m未満の水路が移管されている。

ここで、除外対象となる但書には4項目が列記されており、そのうちの2項目を下記に示す。

- 1) 河川の最上流端に直結するもの
- 2) 河川に合流するもので特に重要と認められるもの

なお、当該文書には昭和28(1953)年4月付の普通河川・水路調査(東京都建設局)が添付されており、その詳細を確認することができる。同調査の詳細については、平成26(2014)年度センター年報・資料編「東京の河川改修計画に関する資料集(その2)」²⁴⁾を参照願いたい。

(2) 昭和36年の特別区への水路移管と移管保留河川

昭和36(1961)年4月1日、東京都が管理(地方自治法第2条第3項第2号)する水路(普通河川)のうち、区長委任条項により実質的な管理を特別区長が担当していた水路(普通河川)について、再び特別区への大規模な移管を実施している。

その結果、表-3に示すとおり845km以上の水路(普通河川)及び113の付属施設<水門、樋門、坎樋等>並びに当該管理上必要な管理事務が特別区へ移管された²⁵⁾。

当該文書には、それら水路(普通河川)を特別区

表-3 昭和36年 特別区への水路移管一覧²⁵⁾

No	所在区	河川数	延長 m	備 考 (支所合算の有無)
			両岸(片岸)	
1	港区	2	767.0	麻布、赤坂、高輪支所なし
2	新宿	24	13,835.0	
3	台東	1	620.0	浅草支所のみ
4	北	24	22,272.0	滝野川支所
5	品川	29	30,326.0	荏原支所
6	目黒	29	24,922.0	
7	大田	119	92,391.0	調布・蒲田支所
8	世田谷	61	69,363.0	世田谷・砧支所
9	渋谷	29	29,068.6	
10	中野	21	18,680.0	
11	杉並	23	31,286.2	
12	板橋	42	39,943.0	
13	練馬	32	40,336.3 (500.0)	石神井支所
14	墨田	27	22,511.7	向島支所
15	江東	120	39,823.0	城東支所のみ
16	足立	324	127,453.2 (3,319.9)	
17	葛飾	245	125,135.6 (2,222.0)	新宿支所
18	江戸川	221	117,138.4	小岩・葛西支所
	計	1,152	845,872.0 (6,041.9)	
	その他	1	2,615.0	江戸川・小岩用水
	排水場等	113		墨田区ほか7区

※ 一部数値に原典と一致しない箇所がある

に移管する事由として、次のように記されている。

特別区における近年来の人口と産業の急激な集中による都市形態の変化に伴い、水路の態様も必然的に変化し、その実態からみて、在来下水（公共溝渠）との実質的差異が無くなってきている。

そこで、これらの水路（普通河川）を本都で管理するよりも、特別区部内の住民に密接なものとして、特別区において地方自治法（昭和27（1952）年法律第306号）²⁰⁾第281条第2項第8号に定める公共溝渠として管理するほうが、住民の利便及び都における行政の能率の点からも至当であると認められるので、この水路の管理事務を特別区へ移管することを昭和35（1960）年3月30日庁議案件第8号により庁議に付したところ、これが移管の方針が決定された。（原文のまま、（ ）筆者補足）

一方、上記の移管に際しては、特別区への移管を保留された河川も若干ながら存在した。

移管保留の対象となった河川は、表-4・図-2に示す貴船堀（貴船川）、旧呑川、北前堀、南前堀、六間堀（以上は大田区所在）、並びに谷沢川（大田区

ほか）、江古田川（中野区）、神谷堀（北区）、千川（上水）（練馬区ほか）の計9河川（運河）である。

ただし、前記文書²⁵⁾に上記河川の移管を保留した特段の事由などは明記されていない。

(3) 移管保留河川等の東京都における管理措置

上記の移管保留河川のほかに、昭和36（1961）年4月1日付で一度は東京都から特別区への移管が完了した出井川と前谷津川（板橋区）、そして雑色運河（大田区）の3河川（運河）は、ともに地元区の要望を受ける形で改めて東京都管理の法定河川とするため、旧河川法の準用河川に認定する措置が講じられた経緯が確認できた。

今回の調査により、東京都建設局河川部から発出された文書²⁶⁾中から、以下のとおり東京都による移管保留並びに移管後に普通河川を改めて準用認定した経緯と背景が明らかになった。

出井川、前谷津川、雑色運河については、先に特別区への移譲²¹⁾事務の一環として従来普通河川であったものを都知事が昭和36（1961）年4月1日以降出井川、前谷津川は板橋区へ、雑色運河については大田区へそれぞれ移譲したものであるが、このたび両区長から移譲した河川及び運河のうち、別紙区間につき河川法準用河川に認定されたいとの申請があったものである。

もともと、これらの河川及び運河は、将来河川法準用河川として認定すべく移譲を保留すべきで

表-4 移管保留河川²⁵⁾

所在区	河川名	河川延長 m	未改修延長 m
大田	旧呑川	1,434	1,359
	貴船堀	1,115	1,115
	南前堀	670	0
	北前堀	850	666
	六間堀	650	0
世田谷	谷沢川	5,830	2,017
練馬ほか	千川	16,782	8,090
中野	江古田川	1,640	1,400
北	神谷堀	450	0
計	9河川	29,421	14,647

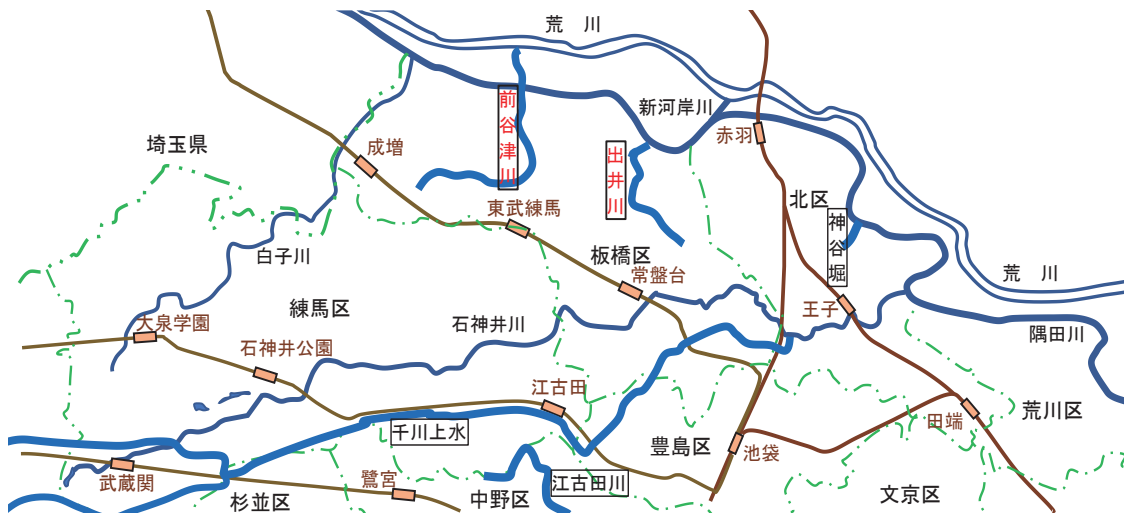


図-2(a) 移管保留並びに移管後に準用河川指定した河川図（東京北部）²⁵⁾



図-2(b) 移管保留並びに移管後に準用河川指定した河川図（東京南部）²⁵⁾

あったが、十分調査するに至らず、移譲してしまったものである。

出井川、前谷津川及び雑色運河を調査したところ、その後急速に河川の出水もはなはだしく公共の利害も大であり、公共溝渠として特別区において維持管理をすることが不適当と認められ、また、河川法準用河川認定規準に該当することでもあるので、別途認定の進めることとしたい（以下略）

（原文のまま、下線：筆者による、別紙は省略）

また、雑色運河の準用河川指定に関して、移管された翌月末の昭和36(1961)年5月付、大田区長名によ

る建設局長宛の発出文書では、当該運河を準用河川に指定する事由として、『本年4月1日付で移管になった水路のうち 下記の水路は 六郷水門 六郷排水場等 主要施設を擁し 舟航河川でもありますので 区長管理水路から削除し 準用河川に御指定願いたい。（原文のまま）』と記されている。

加えて、同年6月付・大田区役所蒲田支所長から建設局長宛「事務事業の特別区へ移管に係る公共溝渠の一部を準用河川に編入するための調書について（申請）」では、以下のとおり雑色運河の準用区域選定の事由を挙げている。

本川は河川法施行河川多摩川に流入するところ

の幅員十八、五米の主要河川にして附近は低湿地帯のため降雨等の際氾濫はしばしばにして在来護岸は改修后相当の時間を経過しているため脆弱にして危険な状態にあり之が補修の必要もあり加うるに本川に併行し公共物揚場があり之を利用して地元の砂利業者の荷役の場所でもあり重要度極めて大であるため準用区域とするものなり。

(原文のまま)

この記載のとおり、雑色運河は多摩川合流点（六郷水門）より南六郷二丁目地内の六郷用水合流点までを対象区域として旧河川法による準用認定の申請がなされている。

その他の河川における地元区からの指定事由の詳細は、下記のとおりである。

(原文のまま、・河川名(所在区)は筆者による)

・江古田川（中野区）

沿岸附近の土地の発展に伴ひ住宅密集したため汚水量が増加し近年における集中豪雨に際して水量増大した場合沿岸附近に甚大なる被害をおよぼす恐れがありますので（以下略）

・出井川（板橋区）

去る4月1日より、区に委譲^(注2)となった普通河川のうち、新河岸川支流の通称逆川は、延長約2,600米に過ぎませんが、その流域は、すこぶる広範に亘り、その面積約4,500平方メートル（約140万坪）もあって、区内他の準用河川に充分匹敵する重要河川であります。従ってその流域居住者も多数ですが、一度50耗程度の降雨があっても直ぐ氾濫し、その被害は極めて甚大なものがありますので、早急に全面的な改修が地元民から強く要求されつつあったものであります。たまたま今般の委譲により区の公共溝渠となりましたが、本区の現状に於いては到底満足な維持管理は困難な実状にありますし、又前記のとおり重要な河川でもありますので、（以下略）

・前谷津川（板橋区）

去る4月1日より区に委譲となった普通河川のうち、新河岸川支流の前谷津川は延長約3,800mでその流域はすこぶる広範に亘り面積約6.4平方千坪（1,936,000坪）もあり従って流域居住者も多く耕作地は毎年水害を受け一度50耗程度の降雨があっても直ぐ氾濫しその被害は極めて甚大なものがあります。

尚、近時本地域内には文化大学区立中学校住宅団地等の建設により急速な発展を見ており早急に全面的な改修が地元民から強く要求されつつあったものであります。

たまたま今般の委譲により区の公共溝渠となりましたが本区の現状に於いては到底満足な維持管理は困難な実状にあります。ついては前記のとおり重要な河川でもありますので、（以下略）

これにより、上記の計9河川は以下に示す河川法準用令（明治32(1899)年10月13日勅令第104号）²⁾の下記の規定に適合することから、昭和37(1962)年9月1日付・東京都告示第795号において、旧河川法の準用河川に認定されている。

- ① 法適用河川への接続合流すること
- ② 流路の屈曲が甚だしく、降雨時に常に氾濫・溢水すること
- ③ 地元区長からの要望があること
- ④ 河川法準用河川認定規準に該当すること

表-4・図-2から、移管保留河川と移管後に改めて準用河川に認定された河川は、ある特定地域に集中していることが読み取れる。

これら河川の特徴としては、①大田区内の移管保留河川で舟運や土砂採取が行われていたこと、②移管後に準用河川に指定された板橋区内の河川では、区画整理等の再開発に関連して改修が行われていたこと、③大田区・練馬・中野区といった特別区の外縁部に位置、若しくは著しい市街化の影響を受けていたこと、等の共通点を有していることである。

(4) 旧河川法に基づく準用河川認定規準

上記のとおり、昭和37(1962)年当時の準用認定にあ

たつては、河川法準用令に基づく準用河川認定規準（または準用河川選択標準）²⁸⁾に基づき決定されている。その認定規準の主な項目は、以下のとおりである。

- 1) 流域五方里（七七平方軒）以上
- 2) 流路五里(十九、六軒)以上
- 3) 船の航路一里以上又は運河との連絡あるものは若しくは其の計画あるもの
- 4) 本堤延長一里以上
- 5) 水害区域百五十町歩以上
- 6) 水害を被むる連担戸数五十戸以上若しくは此れと同等の被害であるもの
- 7) 鉄道軌道又は国府県道の水害交通に著しき支障あるもの
- 8) 指定港湾、若しくは府県費支弁港湾に著しき影響あるもの
- 9) 河川の使用にして流水の方向、水質、水量、巾員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼすもの
- 10) 河川法施行又は準用河川の上流若しくは支派川にして幹川に著しき影響あるもの
(原文のまま一部を抜粋)

4. 新河川法施行と東京都管理河川の概況

新河川法が施行された昭和40(1965)年当時に東京都知事が管理していた公有水面のうち、表-2の旧河川法の適用河川または準用河川に認定されていた河川の多くは、新河川法第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定（昭和40(1965)年3月24日付・政令第43号）²⁹⁾され、それ以外のは河川法施行法（昭和39(1964)年法律第168号）第2条の規定により二級河川に指定（昭和40(1965)年4月1日付）³⁰⁾された経緯がある。

なお、東京都管内では、多摩川水系など現行の一級河川となっている一部河川において、昭和41(1966)年以降に一級河川に指定（昭和41(1966)年3月28日付・政令第50号ほか）³¹⁾されているものもある。

次に、法定河川以外の公有水面についてである。当時も東京都が管理していた千川（上水）を除き、

特別区が管理していた公共溝渠としての公有水面は、以下の二種類に大別できることを次の文書から確認している。

昭和55(1980)年の江東区土木部と建設局河川部間の公文³²⁾によれば、ひとつは東京都知事が管理する公有水面を区長委任条項に基づき管理を委任したものである。

もう一つは、東京都知事管理の公有水面に位置づいていないため、特別区各区が制定した公共溝渠管理条例により、区独自で管理していたケースである。

ここで、東京都知事管理の公有水面に該当するかどうかの区分については、下記のような措置が講じられたことが、筆者らの既往調査で判明している¹⁷⁾。

旧河川法から河川法への切り替え直前（昭和40(1965)年2月4日）において、東京都知事が管理する旧河川法の準用河川のうち、下記条件①・②に合致するもの等を準用河川から除外している。

- ① 埋立施行中、またはその計画中のもの
- ② 現状において河川と認めがたいもの

これにより、昭和40(1965)年4月1日の新河川法施行時に法定河川とならなかった河川は、東京都知事管理の公有水面として存置できなかったため、当時の公共溝渠として、地方自治法第2・14条ほかによる特別区の各区における公共溝渠管理条例に基づき機能管理されることになった。

なお、特別区内の公共溝渠以外の公有水面、三多摩地区や島しょ部等に存する水路（普通河川）については、東京都知事が国有財産部局長として財産管理を行い、そのうえで「公有土地水面使用規則」（大正7(1918)年東京府令第75号）⁷⁾および「河川港湾用悪水路取締規則」（昭和5(1930)年東京府令第31号）³³⁾を以て東京都知事（委任された区長、建設事務所長並びに支庁長を含む）が財産・行政管理を担当していた。

ただし、その法的位置づけが必ずしも明確でなかったため、管理上の齟齬（財産・行政管理と機能・事実管理）を来す実態が多々あった³⁴⁾。

これらのことから、移管された多くの公共溝渠や公有水面（普通河川）は、当時の水辺環境の悪さもあって、地元要望に応える形で地元区などによる覆

蓋（道路・公園）化や下水道幹線化が順次行われた結果、その大多数が河川・水面としての位置づけを失っていった⁴⁾。

5. 移管保留・法定化後の河川管理の変遷

昭和36(1961)年に特別区への移管を保留された河川等のその後について、表-5及び下記に概説する。

前記の移管を保留された9河川のうち、旧河川法の準用河川に認定して都知事管理となった大田区内の6河川（運河）は、新河川法施行後の昭和54(1979)年11月26日付で5河川の二級河川を廃している³⁵⁾。また、雑色運河は既に法定河川を廃して公有水面となっていたため、これら6河川・水面を公共溝渠として大田区へ移管している³⁶⁾。

その端緒は、地元区から長期に亘る廃止要望であり、下記の要望書が提出されている。

1. 大田区管内の旧呑川・六間堀・南前堀・北前堀及び貴船堀の5河川の区域は、ポンプ排水区域であり、流域をもっていない。
2. 周辺地域の下水道の管路網は、当該5河川とは関係なく、既に整備されており、当該5河川への流入（放流）はない。U字溝も勾配を反対側にとっている。
3. 「当該5河川すべてを緑道にしてほしい。」というのが地元住民の要望であり、区はその要望に応えようとしている。旧呑川は、呑川水門付近一部に水面を残すのみで、あとは旧呑川緑地となっている。貴船堀も緑道の造成が進行中であり、六間堀・南前堀・北前堀もいずれ緑道とする予定である。
4. 以上のような現況であり、また河川の将来計画

表-5 移管河川・保留河川における旧法準用指定等の状況一覧

所 在	河川等名	S36.4.1 移管状況	旧河川法 準用指定	区 間 指定事由（概要）	S40.4.1新河川法 施行時状況	S54時点 河川管理状況
大田区	旧呑川	特別区 移管保留 河川	都告350号 S37.4.17	旧呑川排水場～河口	二級河川 法施行法 § 2	S54.11.26 都告1254号 二級河川廃止 大田区移管
	貴船堀			高潮・降雨で急激な増水、河岸崩壊、溢水等	二級河川 法施行法 § 2	
	南前堀			大森六丁目ほか～河口	二級河川 法施行法 § 2	
	北前堀			南前堀排水場～河口	二級河川 法施行法 § 2	
	六間堀			海老取川に流入、降雨氾濫・高潮溢流、舟運あり	二級河川 法施行法 § 2	
北 区	神谷堀 (甚兵衛堀)			大防橋～荒川合流点 幅員広く、法適用河川へ流入	公有水面 (詳細不明)	埋立 S50免許 S53.3.30竣功
中野区	江古田川		都告619号 S38.6.8	下徳田橋～妙正寺川合流点 準用河川接続、流路屈曲、降雨で溢氾濫、河岸洗堀	一級河川 S40.3.24政令 § 43	一級河川 (存続)
板橋区	出井川 (逆川)	特別区 移管河川	都告350号 S37.4.17	志村清水町～新河岸川合流点	一級河川 S40.3.24政令 § 43	一級河川廃止 S52.4.18建告729
	前谷津川			S22に区画整理で改修、降雨時の溢水、家屋被害	一級河川 S40.3.24政令 § 43	一級河川廃止 S52.4.18建告729
大田区	雑色運河			S22に耕地整理で改修、河岸崩壊、床上浸水	二級河川 法施行法 § 2	公有水面・区長委任 大田区移管
大田区	谷沢川	特別区 移管保留 河川	都告952号 S36.8.1	六郷用水終点～多摩川合流点（水門） 降雨時氾濫、護岸老朽、水門、舟運、公共物揚場あり	二級河川 法施行法 § 2	一級河川 (存続)
練馬区 ほか	千川 (上水)			国道～多摩川合流点 流路屈曲多く、河積狭小、住宅浸水、河岸侵食	公有水面 都管理	公有水面 都管理 (存続)

<参考>

大田区	呑川	法定河川	府告822号 S16.6.10	新桜橋～海域	二級河川 法施行法 § 2	二級河川 (存続)
			都告784号 S32.7.2	区域変更 解除 新呑川分岐点～海域 区域変更 新指定) 旧呑川分岐点～海域		
世田谷 区ほか	六郷用川 (六郷用水)	法定河川	都告784号 S32.7.11	野川分流水門～多摩川河川敷 雑色運河に合流	二級河川 法施行法 § 2	
	丸子川	法定河川		仙川の分岐点から下流 (起点・名称変更)		一級河川 丸子川 (存続)

も特にないので、二級河川として存続させておくよりも、廃止して、公共溝渠（普通河川・水路）として区が条例により管理した方が適切である。（原文のまま、（ ） 補足資料の記載、別添資料は省略）

これに対する当時の河川部の見解は、下記のとおりである³⁶⁾。

河川としての将来計画がないので支障ありません。

流域状況について

旧呑川、六間堀、南前堀、北前堀及び貴船堀の五河川の区域は、ポンプ排水区域であり流域をもたない。

周辺地域の下水道の管路網は整備され上記五河川への放流はない。又、現地踏査の結果U字溝等は、内部側へ勾配がつけられており上記五河川へ流入しているものは、認められなかった。

旧呑川については、別添資料1のごとく呑川水門付近一部に水面を残すのみで、あとは旧呑川緑地となっている。

貴船堀についても同様に別添資料2のごとく一部水面を有するのみで埋立地及び公園になっている。

南前堀排水場、北前堀排水場の建物は、現存するが、ほとんど稼働していない。

六間堀排水場も建物は、現存するが、高速道路（高速1号横羽線）排水のたまり水程度ということで稼働をとめている。

（原文のまま、別添資料1・2は省略）

河川管理者としての都知事は、これらの諸条件について河川管理・計画上の支障の有無を調査検討し、地元区による緑道等の公共施設として活用が明確化されていることから、雑色運河を含む6河川・水面の廃止決定に至っている。その後、これら6河川・水面は大田区による埋立のうえ、**図-3**のように公園・緑道等として現在に至っている。

なお、区長委任の公有水面である雑色運河を公共溝渠として管理する理由は、他の5河川と同条件によ



図-3(a) 旧呑川水門付近（1979年当時）



図-3(b) 旧呑川緑道（1979年時点）



図-3(c) 旧貴船堀河口部（2020年時点）

る管理者権限の明確化にあると解するのが妥当であると考えられる。

ここで、**表-5**に示す移管保留河川等の昭和54年以降における管理状況の詳細は、**表-6**に示すとおりである。移管保留河川のうち、表中で「存続」と記した江古田川、谷沢川、千川（上水）のうち、従前より法定外公共物として管理されてきた千川以外の2河川は、現在でも一級河川として存続している。

6. 特別失業対策事業との関係

失業対策事業（以下、「失対事業」という）とは、緊急失業対策法（昭和24(1949)年法律第89号；平成7

表-6 保留ほか河川における法定等廃止後の現況

所在	河川等名	移管保留後・準用河川指定後の措置状況 現況ほか
大田区	旧呑川	公共溝渠として区移管 (S54.11.26：二級河川廃止)
	貴船堀	
	南前堀	区が緑道・公園・道路化 一部に水面残存 一部に首都高高架橋
	北前堀	
	六間堀	
北区	神谷堀 (甚兵衛堀)	旧法・準用指定 航空写真等からはS45年代埋立 後に地下に南北線地下車庫建設 公式 S50.12.19：公有水面埋立免許 S53.3.30：しゅん工
中野区	江古田川	旧法・準用指定 現行・神田川水系妙正寺川 の左支川（一級河川）として東京都管理
板橋区	出井川 (逆川)	S46:一部が首都高5号池袋線建設で暗渠化 S53以降 泉町・宮下・高架下の公園化
	前谷津川	S52:一級廃止後のS59：全区間で暗渠化 前谷津川緑道（公園）
大田区	雑色運河	S54公共溝渠として区移管 区が緑道・公園化、一部に水面残存
大田区	谷沢川	S41.3.28：政令第50号 多摩川水系一級河川 現在も東京都管理
練馬区 ほか	千川 (上水)	国有財産（法定外公共物）：地元区移管が保留 財産・機能面ともに東京都管理

(1995)年法律廃止³⁷⁾に基づき、失業者の救済を目的として国自らまたは国庫補助による地方公共団体等が実施する事業を対象としていた。

旧河川法が適用されていた昭和30(1955)年代において東京都が事業主体となった失対事業としては、河川の浚せつや草刈り、道路工事の簡易舗装などの多くの公共事業が対象となっていた。また昭和26(1951)～27(1952)年には、資材費が国庫補助の対象となり、昭和29(1954)年8月の「公共事業における失業者吸収措置の強化について」が閣議決定されるなど、公共事業を失業対策としても有効に機能させるための多くの施策が実施されている。

一方、昭和35(1960)年には高度経済成長期の只中であって、雇用情勢が好転しているにも関わらず、失対事業の就労者が35万人でピークを迎えるなど、失対事業が定職化した社会背景も伺える状況³⁸⁾にあり、施策面からも失対事業の運用が複雑・困難化していることが読み取れる。

このような中、昭和31(1956)年の旧河川法の準用認定申請に際しては、河川部から地方事務所長宛の通達において、以下のような記載が確認できた³⁹⁾。

昭和30(1955)年7月26日付、労働、建設、運輸次

官通達による特別失業対策事業の実施の上からも河川法を準用することが適当と思はれますから別紙様式によって（一部略）河川部宛申請手続き願いたい。（原文のまま、（ ）は筆者による）

これによれば、河川の改修促進面のほか、緊急失業対策法第2条の規定による「公共事業」として、失対事業の要件対象とすることを視野に準用河川の認定手続きが進められていたことも明らかである。

7. まとめ

本論では実例に即し、東京都の河川管理体制の変遷、普通河川の移管経緯やその背景などを明らかにすることができたと考える。

特に、昭和36(1961)年の特別区への普通河川の移管に際しては手続き上の齟齬があり、移管保留を予定していた普通河川まで移管してしまったため、事後に準用河川認定（旧河川法）することで都知事管理の河川に位置付けた経緯などが確認できた。これらは、当時の河川管理者としては、地元や時代の要請に応えるべく、迅速な事務処理を進める最中での錯綜があったものと考えられる。

さらに、旧河川法における準用河川に認定する背景としては、河川管理の適正化に加えて施策面から失対事業の対象とする目的があった点も、新たな知見とすることができた。

最後に、資料調査に際しては、建設局河川部関係者のご協力を頂きましたこと、ここに記して謝意を表します。

注釈

注1) 移譲：（対等のものに）権限や財産などを譲り移すこと

注2) 委譲：（下位のものに）権限などを譲って任せること

※各自治体による語法の違いから、当時の東京都と特別区との関係性を読み取ることができる。

付記：本論は筆者らの見解によるものであり、組織的見解と異なる場合もあり得ることを付記する。

表-2 旧河川法・新河川法施行時・現行 管理河川延長一覽

No. 現行法・一級河川																	
No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km	No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km	No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km
		適 準	延長km					適 準	延長km					適 準	延長km		
利根川水系					荒川水系												
1	江戸川	適	20.00	10.80	10.80	18	荒川	適	36.10	34.61	32.80	45	石神井川	準	21.72	21.60	25.20
2	旧江戸川			9.20	9.36	19	旧中川	準	6.68	6.68	6.68	46	田柄川	準	4.91	4.91	廃止
3	左近川	準	1.92	1.92	廃止	20	隅田川	適	22.01	23.50	23.50	47	新河岸川	適	8.00	8.00	8.00
4	長島川	準	2.90	2.90	廃止	21	月島川	準	0.53	0.53	0.53	48	出井川	準	3.05	3.05	廃止
5	新川	準	3.68	3.68	3.68	22	大横川	準	7.11	6.52	6.52	49	前谷津川	準	3.80	3.80	廃止
6	一之江境川	準	3.22	3.22	廃止	23	大島川西支川	準	0.82	0.82	0.82	50	白子川	準	8.25	8.25	10.11
7	中川	適	19.75	19.75	22.20	24	大島川東支川	準	0.78	0.78	0.78	51	黒目川	準	4.60	4.60	4.60
8	前堰川	準	3.20	3.20	廃止	25	大横川南支川	準	0.42	0.42	0.42	52	落合川	準	3.60	3.60	3.60
9	小松川境川	準	3.80	3.80	廃止	26	北十間川	準	2.65	3.24	3.24	53	柳瀬川	準	7.25	7.25	7.25
10	同・東支川	準	0.60	0.60	廃止	27	洲崎川	準	1.20	1.20	廃止	54	空堀川	準	15.00	15.00	15.00
11	綾瀬川	適	11.03	11.03	11.03	28	横十間川	準	3.66	3.66	3.66	55	奈良橋川	準	2.85	2.85	2.85
12	新中川	適	7.84	7.84	7.84	29	大横川支川	準	0.41	0.41	0.10	56	霞川	準	5.50	5.50	5.50
13	花畑川	準	1.40	1.40	準用	30	油堀川	準	1.65	1.65	廃止	57	成木川	準	12.67	12.67	12.67
14	大場川	準	2.42	2.42	2.42	31	仙台堀川	準	1.86	5.54	1.94	58	黒沢川	準	7.12	7.12	7.12
15	伝右川				0.57	32	仙台堀川支川	準	0.26	0.26	廃止	59	北小曾木川	準	4.80	4.80	4.80
16	圀川				2.25	33	平久川	準	0.42	1.13	1.13	60	旧綾瀬川	準	0.43	0.43	0.43
17	毛長川				6.97	34	古石場川	準	0.64	0.64	0.64	61	芝川				0.33
						35	福富川	準	0.66	0.66	埋立	62	新芝川				1.60
	計	適	58.62	81.76	77.12	36	福富川支川	準	0.13	0.13	埋立	106	直竹川				0.52
		準	23.14			37	小名木川	準	4.64	4.64	4.64		箱崎川	準	1.06		埋立
						38	豎川	準	5.12	5.15	5.15		箱崎川支川	準	0.12		埋立
						39	神田川	準	4.38	25.48	25.48		浜町川	準	0.48		埋立
						40	日本橋川	準	1.79	4.84	4.84	39	江戸川	準	2.21		
						41	亀島川	準	1.06	1.06	1.06	39	神田上水	準	18.89		
						42	妙正寺川	準	9.05	9.05	9.05		桃園川	準	4.40	準用解除	廃止
						43	江古田川	準	1.64	1.64	1.64		油堀川東支川	準	0.18		廃止
						44	善福寺川	準	8.84	8.84	8.84		神谷堀	準	0.45		埋立

No. 現行法・一級河川																	
No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km	No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km	No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km
		適 準	延長km					適 準	延長km					適 準	延長km		
多摩川水系					鶴見川水系												
63	多摩川	適	62.08	98.65	98.65	90	養沢川	準	7.30	7.30	7.30	102	鶴見川	準	12.78	12.78	12.78
64	海老取川	適	1.04	1.04	1.04	91	北秋川	準	10.40	10.40	10.40	103	恩田川	準	4.80	4.80	5.50
65	谷沢川	準	3.70	3.70	3.70	92	平井川	準	16.45	16.45	16.45	104	真光寺川				1.87
66	野川	準	20.23	20.23	20.23	93	氷沢川	準	1.10	1.10	1.10	105	麻生川				0.60
67	仙川	準	20.90	20.90	20.90	94	鯉川	準	3.00	3.00	3.00						
68	丸子川	(六郷用水)		7.27	7.27	95	玉の内川	準	1.50	1.50	1.50		計	適		17.58	20.75
69	入間川	準	3.40	3.40	1.75	96	北大久野川	準	5.50	5.50	5.50			準	17.58		
70	三沢川	準	5.67	5.67	5.67	97	大荷田川	準	3.10	3.10	3.10						
71	大栗川	準	15.47	15.47	15.29	98	鳶巣川	準	2.50	2.50	2.50						
72	乞田川	準	3.10	3.10	4.43	99	日原川	準	9.00	9.00	9.00						

73	大田川	準	3.20	3.20	1.69	100	小菅川	準	2.11	2.11	2.11	
74	程久保川	準	3.80	3.80	3.80	101	大沢川				3.50	
75	浅川	適	12.98	12.98	30.15	107	三沢川分水路				2.67	
76	湯殿川	準	8.90	8.90	8.90	63	多摩川	準	36.57			
77	兵衛川	準	2.80	2.80	2.80		小仏川	準	2.84	2.84		
78	山田川	準	4.80	4.80	4.80	75	北浅川	準	14.17	14.17		
79	川口川	準	14.09	14.09	14.09		案下川	準	3.00	3.00		
80	南浅川	準	5.27	5.27	8.11	89	秋川	準	16.49			
81	案内川	準	8.00	8.00	8.00		南秋川	準	12.50	12.50		
82	城山川	準	7.10	7.10	7.10		根川	準	2.60	2.60	廃止	
83	御霊谷川	準	0.70	0.75	0.75	68	六郷用水	準	7.95	7.95	(丸子川)	
84	山入川	準	5.00	5.00	5.00	多摩川水系						
85	小津川	準	4.00	4.00	4.00		計	適	80.68	414.77	410.98	
86	醍醐川	準	3.80	3.80	3.80			準	326.77			
87	残堀川	準	11.86	11.86	14.46	荒川水系						
88	谷地川	準	12.90	12.90	12.90		計	適	66.11	266.51	253.036	※ 現行法・一級河川の河川延長には
89	秋川	適	4.58	21.07	33.57			準	199.74			国管理延長(131.32km)を含む

(No.) 現行法・二級河川					△ 現行法・準用河川				区長委任公有水面①									
No.	河川名	S39旧法		S41 延長 km	現行 延長 km	No.	河川名	S39旧法 延長 km	S54 延長 km	現行 延長 km	No.	名称	S39旧法		S54 延長 km	現行 延長 km		
		適 準	延長km										適 準	延長km				
1	目黒川	準	7.83	7.82	7.82	1	根ヶ布川		1.35	1.35	①	桜川	準	0.35	0.20	埋立		
2	蛇崩川	準	5.71	5.11	5.11	2	北川		3.19	3.19	②	山谷堀川	準	0.34	0.34	埋立		
3	北沢川(用水)	準	5.50	5.50	5.50	3	北の山川		3.50	3.50	③	五間堀川	準	0.15	0.15	埋立		
4	烏山川	準	11.70	11.70	11.70	4	大丸谷戸川		2.35	2.35	④	中の堀川	準	0.36	0.18	埋立		
5	呑川	準	14.42	14.42	14.42	5	根川		1.92	2.94	⑤	佃川支川	準	0.36	0.36	埋立		
6	九品仏川	準	2.61	2.61	2.61	6	大島沢		0.17	0.17	⑥	築地川南支川	準	0.43	0.43	廃止		
7	古川	準	4.35	4.35	4.35	7	中野沢		0.70	0.70	⑦	築地川東支川	準	0.65	0.65	廃止		
8	渋谷川	準	6.09	2.90	2.40	8	柳川		0.80	0.80	⑧	雑色運河	準	0.20	0.20	廃止		
9	南前堀	準	0.67	0.67	廃止	9	新堀川		1.01	1.01		牛込濠			0.612	0.612		
10	六間堀	準	0.65	0.65	廃止	10	川田沢		0.80	0.80		新見附濠			0.470	0.470		
11	境川	準	28.51	28.51	28.51	11	長瀬川		1.20	1.20		市ヶ谷濠			0.324	0.324		
12	北前堀	準	0.85	0.85	廃止	12	芦川			1.10		弁慶濠			0.699	0.699		
13	旧呑川	準	1.43	1.43	廃止	13	根古沢			2.40		飯田濠			0.210	0.210		
14	真船堀(川)	準	1.12	1.12	廃止	14	沢立沢			2.00		外濠	準	3.05		一部埋立		
15	内川	準	1.55	1.55	1.55	15	蛇洞沢			0.80		計		5.89	4.825	2.315		
16	立会川	準	7.41	7.41	7.41	16	水元小合溜			3.60		区長委任公有水面②						
17	越中島川	準	0.94	0.94	0.94	17	とりが沢			1.43		No.	名称	S39旧法		S54 延長 km	現行 延長 km	
18	築地川	準	1.20	0.75	0.75	18	清瀬川			0.81				適 準	延長km			
19	汐留川	準	0.90	0.90	0.90	19	スタの沢川			1.40		32	仙台堀川支川	準	0.26	0.26	廃止	
20	八ッ瀬川				1.20		花畑川	利根川水系13		1.40		27	洲崎川	準	1.20	0.56	廃止	
													佃川	準	0.58	0.20	埋立	
	計	準	103.44	99.19	95.17		計	-	16.99	32.95		計		2.04	1.02	-		
													※ 千川上水：知事管理 公有水面					
													H14以前		19.65km		市部を含む	
													H14以降		14.65km			

※表-2 (備考) ^{29)~31), 34), 40)~42)}

- ・ S39旧法欄： 適；法定用河川、 準；法準用河川 (旧河川法)
- ・ 準用河川 (現行法) 並びに区長委任公有水面： S54年時点での延長、 現行の法定河川： S41年時点での延長

- ・ 解除・廃止： 法定廃止または解除が確認できたもの
- ・ 埋立： 公有水面埋立免許が確認できたもの

- ・ 区長委任： 区長委任条項 § 12-5 (S57まで)、 § 11-5
- ・ 特例条例： 事務処理特例条例 § 2-表78 (河川) ・ 表79 (公有水面)

- ・ 荒川水系 No. 39 神田川 S39年 準用： この他に、No. 39 江戸川・神田上水としての延長計上あり
- ・ 荒川水系 No. 20 隅田川 S39年 適用： No. 6 新荒川としての延長
- ・ 荒川水系 No. 60 旧綾瀬川 S39年 準用： No. 77 綾瀬川としての延長
- ・ 多摩川水系 No. 68 丸子川 S41年欄： S54年 丸子川の延長、 別に、No. 68 六郷用水としての延長計上あり

- ・ 現在23区内、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川： 特例条例の対象外

参 考 文 献

- 1) 中村晋一郎、沖大幹(2009)：36答申河川における都市河川廃止までの経緯とその思想、土木学会論文集、53巻、565-570
- 2) 舛原邦明、松村遼太(2013)：東京都内の中小河川における流域と治水対策の歩み、流域圏学会誌、第2巻、第1号、23-32
- 3) 沼田麻未、福岡捷二、持田智彦、中井隆亮(2014)：神田川流域における河川及び下水道施設による台風性豪雨の排水機構と連携排水に関する研究、河川技術論文集、第20巻、431-436
- 4) 石原成幸、河村明、天口英雄、高崎忠勝(2019)：東京における水と緑のネットワーク創出と覆蓋化河川の再開渠化に関する一考察：水文・水資源学会2019年度研究発表会、232-233
- 5) 三島義教(1969)：普通河川管理の強化と市町村の役割：水利科学、5号、122-146
- 6) 梶尾健嗣(2016)：一級河川の治水負担と地方自治体、水資源・環境研究、第29巻、第2号、56-63
- 7) 東京都建設局河川部 (1984)：公有土地水面使用規則、河川関係規則・通達集、333-336
- 8) e-Gov法令検索：国有財産特別措置法
[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000219>] (最終検索日：2023年6月9日)
- 9) e-Gov法令検索：地方自治法
[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067>] (最終検索日：2023年6月10日)
- 10) 東京都建設局河川部(1966)：河川法 (明治29年法律第71号)、河川行政関係法令集、286-302
- 11) e-Gov法令検索：河川法
[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000167>] (最終検索日：2022年6月10日)
- 12) (財) 特別区協議会調査部(1980)：東京都区長委任条項 (昭和28年都規則第105号)、(昭和55年版) 東京都区長委任条項沿革、(財) 特別区協議会、33-53
- 13) 12) 77-123

- 14) 東京都総務局総務部文書課：東京都例規集 Reiki-Base、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例
[https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00000267.html]（最終検索日：2023年6月10日）
- 15) 石原成幸(2009)：東京の中小河川の都市計画に関する歴史的経緯、平21. 都土木技術支援・人材育成センター年報、179-190
- 16) 石原成幸(2010)：東京の河川に係わる管理体制と改修計画の経緯、平22. 都土木技術支援・人材育成センター年報、169-184
- 17) 石原成幸、高崎忠勝(2022)：東京都区制度下の河川管理体制並びに普通河川の特別区移管の経緯、令4. 都土木技術支援・人材育成センター年報、29-42
- 18) 衆議院：地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h145087.htm]（最終検索日：2023年6月10日）
- 19) (財) 特別区協議会(2000)：地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）、区制関係沿革法令集 <改訂版>、429-482
- 20) 19) 349-415
- 21) 自治省(1963)：第43回国会〔昭和38年6月〕地方自治法等の一部を改正する法律案想定問答
- 22) 19) 572-826
- 23) 東京都建設局河川部(1953)：改正自治法の施行に伴う特別区事務事業移管について
- 24) 石原成幸、高崎忠勝(2014)：東京の河川改修計画に関する資料集（その2）、H26. 都土木技術支援・人材育成センター年報、217-240
- 25) 東京都建設局河川部(1961)：水路の管理事務の特別区移管調書
- 26) 東京都建設局河川部(1962)：出井川、前谷津川及び雑色運河を河川法準用河川に認定することについて
- 27) 国立国会図書館デジタルコレクション『官報』：河川法準用令（明治32(1899)年10月13日勅令第104号）
[<https://dl.ndl.go.jp/pid/2948178/1/1>]（最終検索日：2023年6月9日）
- 28) 土木局長(1944)：許可認可の臨時措置に関する件依命通牒（昭和19年6月21日発国第38号） 関連資料
- 29) 東京都建設局河川部(1966)：河川法第4条第1項の水系及び一級河川を指定する政令、河川行政関係法令集、241-259
- 30) 東京都建設局河川部(1966)：河川法施行法第2条による東京都管内の水系別二級河川名及び区間、河川行政関係法令集、261-264
- 31) 東京都建設局河川部(1984)：5 一級河川指定一覧、河川指定等関係資料集、5-10
- 32) 建設局河川部(1980)：江東区内部河川に存する普通河川の取扱いについて（河川部長回答）、昭和55年12月
- 33) 7) 337-341
- 34) 東京都建設局(1969)：河川管理、事業概要 昭和44年版、67
- 35) 東京都(1979)：二級河川の廃止、昭和54年11月26日 東京都公報、6-8
- 36) 建設局河川部(1979)：旧呑川ほか4河川の二級河川廃止及び公有水面（雑色運河）を含む管理移管について
- 37) 衆議院：緊急失業対策法
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00519490520089.htm]（最終検索日：2023年6月12日）
- 38) 中野雅至(2001)：戦後日本の失業対策事業の意義、現代社会文化研究、No. 21、89-106
- 39) 建設局河川部(1956)：河川法を準用し得る河川の調査について（河川管発第68号）
- 40) 建設局河川部(1965)：河川表、東京の河川事業 昭和40年4月
- 41) 建設局河川部(1978)：河川表、東京の河川事業 昭和53年4月
- 42) 東京都建設局(1969)：河川管理、建設局事業概要 昭和44年